

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法

平成24年 5月11日法律第31号

## 改正法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律

令和3年2月3日法律第5号

令和3年4月1日 施行

【旧】

新型インフルエンザ等対策特別措置法

〔平成二十四年五月十一日号外  
法律第三十一号〕

：

：

《略》

：

目次

：

第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置・・・《略》・・・

第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する・・・《略》・・・

第五章 財政上の措置等（第六十二条 第七十条・・・《略》・・・

第六章 雑則（第七十一条 第七十五条）

第七章 罰則（第七十六条 第八十条）

附則

：

《略》

：

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備・・・《略》・・・

：

七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエ・・・《略》・・・

3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生・・・《略》・・・

4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、・・・《略》・・・

【新】

新型インフルエンザ等対策特別措置法

〔平成二十四年五月十一日号外  
法律第三十一号〕

：

：

《略》

：

目次

：

第三節 医療等の提供体制の確保に関する措置・・・《略》・・・

第四節 国民生活及び国民経済の安定に関する・・・《略》・・・

第五章 財政上の措置等（第六十二条 第七十条・・・《略》・・・

第五章の二 新型インフルエンザ等対策推進会議（第七十条の二  
第七十条の十）

第六章 雑則（第七十一条 第七十五条）

第七章 罰則（第七十六条 第八十条）

附則

：

《略》

：

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備・・・《略》・・・

：

七 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエ・・・《略》・・・

3 政府行動計画は、新型インフルエンザ等が発生・・・《略》・・・

4 内閣総理大臣は、政府行動計画の案を作成し、・・・《略》・・・

【旧】

5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があった・・・《略》・・・

7 政府は、政府行動計画を定めるため必要がある・・・《略》・・・

8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の・・・《略》・・・

：

《略》

：

(基本的対処方針)

第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき・・・《略》・・・

：

二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する・・・《略》・・・

三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重・・・《略》・・・

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたと・・・《略》・・・

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について・・・《略》・・・

：

《略》

：

【新】

5 内閣総理大臣は、前項の規定により政府行動計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、第七十条の二の新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴かなければならない。

6 内閣総理大臣は、第四項の閣議の決定があった・・・《略》・・・

7 政府は、政府行動計画を定めるため必要がある・・・《略》・・・

8 第三項から前項までの規定は、政府行動計画の・・・《略》・・・

：

《略》

：

(基本的対処方針)

第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき・・・《略》・・・

：

二 当該新型インフルエンザ等への対処に関する・・・《略》・・・

三 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重・・・《略》・・・

3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたと・・・《略》・・・

4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、第七十条の二の新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について・・・《略》・・・

：

《略》

：

第五章の二 新型インフルエンザ等対策推進会議

(設置)

第七十条の二 新型インフルエンザ等対策の推進を図るため、内閣に、新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「会議」という。

【旧】

【新】

)を置く。

(所掌事務)

第七十条の三 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第六条第五項又は第十八条第四項の規定により内閣総理大臣

又は政府対策本部長に意見を述べること。

二 前号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等対策につい

て調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は

政府対策本部長に意見を述べること。

(組織)

第七十条の四 会議は、委員三十五人以内をもって組織する。

(委員)

第七十条の五 委員は、感染症に関して高い識見を有する者その他

の学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員は、非常勤とする。

(議長)

第七十条の六 会議に、議長を置き、委員の互選により選任する。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、そ

の職務を代理する。

(事務)

第七十条の七 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命

を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第七十条の八 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大

臣は、内閣総理大臣とする。

(資料の提出その他の協力)

第七十条の九 会議は、その所掌事務を遂行するために必要がある

と認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の

【旧】

【新】

表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第七十条の十 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。